広島県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例

平成１９年３月２８日
条例第２２号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２４３条の３第１項の規定による財政状況の作成及び公表に関し要な事項を定めるものとする。

（公表の期日）

第２条　財政状況の公表は、毎年５月及び１１月に行うものとする。

２　天災その他避けることのできない事故により前項の期日に財政状況を公表することができないときは、広域連合長は事故の止んだときから１月以内において期日を定めてこれを公表しなければならない。

（公表の要領）

第３条　前条第１項の規定により、５月に公表する財政状況においては、前年１０月１日から３月３１日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び広域連合長の財政方針を明らかにするものとする。

(1) 歳入歳出予算の執行の概況

(2) 住民の負担の概況

(3) 財産、地方債及び一時借入金の現在高

(4) その他広域連合長が必要と認める事項

２　前条第１項の規定により１１月に公表する財政状況においては、４月１日から９月３０日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算の状況を明らかにするものとする。

３　広域連合長は、財政状況の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書をその付表として添付しなければならない。

（公表の方法）

第４条　財政状況の公表は、次に掲げる方法で行う。

(1) 広島県後期高齢者医療広域連合の事務所の掲示場に掲示し、又は閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

２　前項第１号の閲覧所は、広島県後期高齢者医療広域連合の事務所とする。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、財政状況の公表手続に関し必要な事項は、

広域連合長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。